○関東地方整備局告示第三百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
上田市上塩尻字横堰一七〇番三から千曲市大字粟佐字子新田三二二一番一まで	前 C	二三・五〇〇～二二六・〇〇〇	一四・八七三	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	九・〇〇〇～一〇三・〇〇〇	一八・二三五	
	前 A	二三・五〇〇～二二六・〇〇〇	一四・八七三	
	後 D	二八・〇〇〇～一三四・〇〇〇	二・八一七	
	後 C	二三・五〇〇～二二六・〇〇〇	一四・八七三	
	後 B	九・〇〇〇～一〇三・〇〇〇	一八・二三五	
	後 A	〇・〇〇〇～九六・五〇〇	二・一〇〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百三十九号　山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺一四六三番三地内　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月二十一日

○北陸地方整備局告示第九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十月二十一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録番号

北陸地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人　富山県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	井波　隆

(2)　変更年月日

平成二十三年十月五日

○北海道開発局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　高松　泰

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道白糠郡白糠町上茶路基線一〇五番二から同町上茶路基線一〇番四まで	前 A	三五・〇〇〇～八七・〇〇〇	〇・五九五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	三〇・〇〇〇～六七・〇〇〇	〇・五八〇	
	後 B	三〇・〇〇〇～六七・〇〇〇	〇・五八〇	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
札幌市南区真駒内柏丘一〇丁目一七番一〇〇二から同市南区真駒内柏丘一〇丁目一七番三〇九まで	前	三四・七〇～三六・七三	〇・〇六五
	後	三四・九五～三七・四八	〇・〇六五

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道有珠郡壮瞥町字昭和新山一五番七から同町字昭和新山一七番一三まで	前	一六・一八～二一・七一	〇・八五七
	後	一五・〇九～二一・三三	〇・八五七

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日　北海道開発局長　高松　泰

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三十号　北海道虻田郡喜茂別町字川上国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一六六林班ほ小班から同町字川上二一〇番一まで　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

三百九十二号　北海道白糠郡白糠町上茶路基線一〇六番一から同町上茶路基線一〇八番一まで　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十三年十月二十一日

○沖縄総合事務局告示第三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月二十一日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十八号　沖縄県中頭郡北谷町字伊平伊礼原二三二番から同町字桑江西兼久原八五番四まで　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月二十一日